

第
8回

シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

譲渡制限株式の相続人等に対する株式売渡請求制度について説明したいと思います。

相続人等に対する株式売渡請求

株式に譲渡制限を付していたとしても、相続や合併などの一般承継による株式の移転であれば、譲渡承認の対象とならず、株式の移動を制限することはできません。

相続や合併により会社にとって好ましくない人が株式を取得したとしても、会社はそれを受け入れるしかありません。これを防ぐために、相続人等への株式売渡請求の制度があります。

相続人等への株式売渡請求とは、定款にその旨を定めることにより、相続などの一般承継により株式を取得した者（相続人等）に対してその株式を会社に売り渡すことを請求することができるという制度です。売渡の対象となるのは、譲渡制限株式です。

特定の相続人等のみに売渡請求することもでき、この請求に対して相続人等は拒否することができません。

経営権対策に効果のある活用法は

売渡請求権は、定款に相続人等に対する売渡請求をすることができる旨を定めることだけで適用することができます。相続発生後であっても、定款変更することにより、相続人等に対する株式売渡請求制度を利用することができます。

例えば、先代経営者に敵対的な株主がいます。その敵対的な株主が亡くなり、その相続人が会社の株式を相続しました。先代経営者はその株式の継続保有を承認せず、会社が取得したいと考えています。

この場合に、株主総会を招集し、特別決議により、相続人等に対する株式売渡請求ができる旨を定款で定めるとともに、株式の買取請求の対象となる株式数と対象者を決議します。

これにより、敵対的株主の相続人に株式を継続保有させることなく、会社がその株式を取得することができます。

相続人等に対する株式売渡請求制度を採用するための定款変更例

たとえば、株主は親族のみです。ただ株主の中には後継者からすると血縁関係の薄い者もいます。株主の分散を避けるため、相続人等に対する株式売渡請求制度を採用することにし、定款を下記のように変更することができます。

（相続人等に対する売渡請求）

第〇条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売渡しすることを請求することができる。